

国民健康保険税の 税率等が変わります

住民税務課 国民健康保険係（資格・給付） ☎ 74-3002
課税係・納税係（賦課・納税） ☎ 74-3003

国民健康保険は…

病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民皆保険制度を支える医療保険であり、安定的に運営していく必要があります。



洞爺湖町の国民健康保険は、医療費が高止まりにあるなど今後も大きな赤字が見込まれています。国民健康保険会計はこの赤字を埋めるため、一般会計からの多額の補てんを受け運営していますが、この赤字は削減・解消すべき額として計画的な削減・解消が求められており、国の方でも保険税課税限度額の引き上げなどの法改正が段階的に行われてきているところです。こうしたことから、洞爺湖町国民健康保険運営協議会などでご議論いただき、令和7年度は下記のとおり保険税率などを改定することになりました。

加入者の皆さんにはご負担をいただくこととなりますが、国民健康保険財源を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

◎令和7年度 国民健康保険税率・課税限度額

区 分 (対象者)		加入者全員				40 歳～ 64 歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.06%	1.10%	1.29%
資産割	資産に対して	23.40%	11.70%	9.00%	4.50%	4.90%	2.50%
均等割	一人当たり	23,000 円	23,700 円	7,000 円	7,400 円	4,500 円	5,500 円
平等割	一世帯当たり	25,000 円	25,400 円	6,000 円	6,500 円	4,500 円	5,000 円
課 税 限 度 額		650,000 円	660,000 円	220,000 円	260,000 円	170,000 円	170,000 円

※令和7年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送する予定です

◎令和7年度 国民健康保険税軽減判定基準

軽減区分	軽減判定基準所得額	
	※国保世帯(国保加入者)の所得の合計額が基準額以下の場合、該当の割合で均等割と平等割を軽減します	
2 割軽減	令和6年度	430,000円 + (545,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + (560,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
5 割軽減	令和6年度	430,000円 + (295,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + (305,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
7 割軽減	令和6年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和7年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)} ※改定なし

※給与所得者等＝給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える人、または公的年金等所得のある人（65歳未満：公的年金等収入が60万円を超える人、65歳以上：公的年金等収入が125万円を超える人）